

【表紙】

【提出書類】 変更報告書(14)

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 川村 一博

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所

【報告義務発生日】 2024年7月17日

【提出日】 2024年7月23日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと
株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	NCホールディングス株式会社
証券コード	6236
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド (Asset Value Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市、キャベンディッシュ スクエア2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1985年1月28日
代表者氏名	ジョー・パウエルンフロイント (Joe Bauernfreund)
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2024年6月28日現在）	V	4,685,745
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		21.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2024年6月7日	普通株式	30,650	0.65	市場内	処分		
2024年7月17日	普通株式	979,150	20.90	市場外	処分	ネイビー 1 株式会社	2,208 円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、ネイビー1株式会社（以下「ネイビー1」という。）との間で、提出者が運營業務を受託するファンドが所有する発行者の普通株式950,600株について、ネイビー1が2024年6月5日に開始した公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本契約」という。）を同月4日付で締結した。ミリ・キャピタル・マネジメンツ・エルエルシー（以下「MIRI」という。）は、本公開買付けを通じて、発行者の発行済普通株式の全てを取得するための手続（以下「本取引」という。）を開始した。本契約において、発行者株式の応募の前提条件は存在しない。

本契約において、ネイビー1及び提出者は、以下の内容を合意している。

(a) 提出者は、提出者が運營業務を受託するファンドが本契約締結日時点で保有する発行者株式の内950,600株について、普通株式1株当たり2,208円（ネイビー1がそれより高い価格に上方修正した場合はその価格。以下「本公開買付け価格」という。）で本公開買付けに応募する。

(b) 前記(a)にかかわらず、公開買付け期間の末日までに、ネイビー1以外の第三者が発行者株式の過半数以上を取得し、かつ、発行者を非公開化することを目的とした公開買付けが開始された場合で、当該対抗公開買付けに係る公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る場合は、提出者は、ネイビー1と協議するものとし、当該協議を経ても対抗公開買付けに係る公開買付け価格が本公開買付け価格を上回る場合に限り、提出者は本公開買付けに応募する義務を負わない。提出者は、応募予定株式のうち、47,530株を上限として、本公開買付け価格を上回る市場価格で、市場内で処分することができる。

(c) 本契約において、提出者は、本公開買付けの決済開始日までの間に、発行者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における提出者が所有する発行者株式に係る議決権その他の一切の権利の行使について、本公開買付け又は本取引の実行に悪影響を与えることが合理的に予想される議案に反対するとともに、ネイビー1又はMIRIの指示に従い、発行者の取締役会が推奨する提案に賛成し、又は、発行者の他の株主による提案に反対するものとする。

提出者は本契約に基づいて本公開買付けに応募し、本公開買付けは同年7月17日に公開買付け期間の満了により成立した（決済開始日は同月24日）。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地